用途地域ごとの制限

※日影による中高層建築物の高さの制限・市街化調整区域の制限は、別紙参照

都市計画法 ※都市計画法の制限については、 都市計画課へお問い合わせください。			建築基準法						
用途地域	建ぺい率		前面道路 による 容積率 算定係数	絶対高さ 制限	道路斜線制限		隣地斜線制限	北側斜線制限	
					勾配	適用距離	P) + 2 - 3 · 1//2 (1/2 (1/2 (1/2 (1/2 (1/2 (1/2 (1/2	- דער ניייטייון יניטיא טוי	
第一種低層 住居専用地域	40%	60%	O.4	10m	, ∠1.25	20m*			
	50%	80%						5m	
	60%	100%						+ ∠1.25	
第二種低層 住居専用地域	50%	80%							
第一種/第二種 中高層 住居専用地域	60%	200%					20m + ∠1.25	日影による中高 層建築物の高さ の制限の適用が あるため除外	
第一種/第二種 住居地域									
準住居地域									
近隣商業地域	80%	200%	0.6		∠1.5	20m*	31m + ∠2.5		
		300%							
商業地域		400%							
		500%				25m*			
準工業地域	60%	200%			∠1.5	20m*			
工業地域/工業専用地域					۷.J				

[※]道路斜線制限の適用距離は、建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第9項の規定による容積率に応じて、法別表第3(は)欄が適用されます。

日影による中高層建築物の高さの制限

※対象建築物

第一種/第二種低層住居専用地域:軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

その他の地域:高さが10mを超える建築物

制限される区域	規制される範囲 (敷地:	境界線からの水平距離)	(測定水平面)	法別表第 4
用途地域	5m を超え 10m の範囲	10m を超える範囲	平均地盤面からの高さ	(に)欄の号
第一種低層住居専用地域 (指定容積率 60%)	3 時間以上	2 時間以上	1. 5 m	(1)
第一種低層住居専用地域 (指定容積率 80%)	3 時間以上	2 時間以上	1. 5 m	(1)
第一種低層住居専用地域 (指定容積率 100%)	4 時間以上	2. 5時間以上	1. 5 m	(2)
第二種低層住居専用地域	3 時間以上	2 時間以上	1. 5 m	(1)
第一種中高層住居専用地域	4 時間以上	2. 5時間以上	4. 0 m	(2)
第二種中高層住居専用地域	4 時間以上	2. 5時間以上	4. 0 m	(2)
第一種住居地域	4 時間以上	2. 5時間以上	4. 0 m	(1)
第二種住居地域	4 時間以上	2. 5時間以上	4. 0 m	(1)
準 住 居 地 域	4 時間以上	2. 5時間以上	4. 0 m	(1)
近 隣 商 業 地 域	5 時間以上	3 時間以上	4. 0 m	(2)
準 工 業 地 域	5 時間以上	3 時間以上	4. 0 m	(2)